

学位論文のインターネット公表について

学位論文のインターネット公表は、学位規則で定められた義務です（平成 25 年度文部科学省令第 5 号、2013（平成 25）年 4 月 1 日）。やむを得ない事情がある場合を除き、学位取得者は学位論文をインターネット上に公表しなければなりません。

筑波大学では、ウェブ上の学術情報データベース「つくばリポジトリ」で学位論文を公表します。インターネットでの公表によって、著者であるあなた自身や論文執筆にかかわった他者の権利が侵害されることのないよう、細心の注意を払ってください。

■ つくばリポジトリとは

筑波大学の教育・研究成果を、インターネットを通じて公開するウェブ上の学術情報データベースです。



<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/>

学位論文をつくばリポジトリに登録すると……

- ◇ インターネットを通じて無料で全世界に発信します
- ◇ 論文データは附属図書館が管理し、恒久的に保管されます
- ◇ 論文データは国立国会図書館に自動収集され、恒久的に保管されます
- ◇ 各論文（本文）に **DOI**[※]が交付されます

※DOI (Digital Object Identifier): デジタルオブジェクト識別子。学術論文に付与される識別子で、インターネット上での恒久的なアクセスを保証する。DOI が付された論文は、引用しやすく・されやすくなる。

■ 参考資料

- 博士論文インターネット公開の基礎知識（PDF、2017 年度版）：
筑波大学附属図書館ホームページ > 図書館活用術 > 講習会 > 講習会の配布資料 > 2017 年度 > 博士論文インターネット公開の基礎知識
- つくばリポジトリ Q&A（博士論文）：
つくばリポジトリ トップページ > Q&A > 博士論文

■ 確認事項

1 執筆中の注意点

- a. (著作物を引用している場合) 著作権法で定める引用の条件を満たしているか。
- b. 肖像権を侵害していないか。
- c. インターネット上に公表するのに支障がある個人情報等を含んでいないか。
- d. 学位論文をもって特許出願をする予定はないか。

※インターネット等で公表された研究成果は新規性を喪失するため、その後に出願したものは基本的に特許取得できません。

2 論文の著作権保持者の許諾の有無の確認

- a. (すでに学術雑誌・学会誌等へ投稿した論文を学位論文として提出する場合) 刊行元に対し、つくばリポジトリでの公開について許諾を得ているか。
- b. (同一論文を今後学術雑誌・学会誌に投稿する、図書として出版する予定がある場合) 刊行元に対し、つくばリポジトリでの公開について許諾を得ているか。
- c. (共著者がいる場合) 共著者に対し、つくばリポジトリでの公開について許諾を得ているか。

3 PDF 形式の確認

- a. 「**フォント埋め込み**」を行ったか。
 - b. 「**暗号化**」「**パスワードの設定**」「**印刷制限**」等の設定を解除したか。
- ※PDFの形式は、**PDF/A (ISO 19005)** に準拠することが推奨されます。

4 提出前の最終確認

- a. 提出する CD-ROM に「論文本文」が入っているか。
- b. 1 ページ目に論文タイトルと著者を明記した表紙をつけているか。
- c. (本文を非公開にする場合) 提出する CD-ROM に「論文本文」「論文要約」のデータが入っているか。また、論文要約ファイルに誤字脱字はないか。
- d. 「**インターネット公表に関する申出書**」を用意しているか。

5 その他

- a. その他研究科・支援室の指定事項を満たしているか。

■ お問い合わせ先

▼「確認事項」1～4 に関すること

筑波大学附属図書館情報企画課リポジトリ担当
Mail: tulips-r@tulips.tsukuba.ac.jp
TEL: 029-853-2470

▼「確認事項」5 に関すること

ご所属研究科の担当支援室